

## 高知県立青少年センターの活動を支援するボランティアの制度及び実施に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高知県立青少年センター（以下「センター」という。）の活動を支援するボランティアの制度及び実施に関する取扱いを定めるものとする。

(定義)

第2条 ボランティアとは、高校、大学、短期大学及び専門学校等（以下「学校等」という。）の生徒・学生であって青少年の健全な育成に資する活動を志し、センターの活動を支援する者をいうものとする。

(役割)

第3条 ボランティアの役割などについては、その都度、センターが定めるものとする。

2 ボランティアは、青少年の範たる自覚と責任感を持って行動するものとする。

3 ボランティアは、その活動に伴って知り得た個人及び団体に関する情報を外部に漏洩し、又は利用してはならない。

4 前項の規定は、第4条に定める登録の有効期間終了後においても同様とする。

(登録)

第4条 当制度のもとでセンターの活動を支援する意思を有する者で、所定の研修を経たうえで別記様式1の登録申込書を提出した者をボランティアとして登録し、登録証（別記様式2）を交付する。

2 前項の登録の有効期間は、登録した日の属する年度の3月31日までとする。

(謝金)

第5条 ボランティアとして活動をした場合又はボランティアとして登録を受けようとする者が登録のための研修を受講した場合には、次に定めるところにより謝金を支払うものとする。ただし、センター以外で宿泊する場合には、宿泊費に相当する額を加算するものとする。

(1) 日帰り事業 2,000円

(2) 1泊2日事業 3,500円

(3) 2泊3日事業 5,000円

(4) 日帰り研修会 1,500円

(5) 1泊2日研修会 1,500円

(保険)

第6条 ボランティアとしての活動にかかる傷害保険は、センターにおいて加入するものとする。

(個人情報の保護)

第7条 センターは、ボランティアの個人情報の保護について、万全の措置を取るものとする。

(登録の取消し)

第8条 ボランティアからの申出があった場合又はボランティアが学校等に在学しなくなった場合には、登録の取消しをするものとする。

2 前項に該当する場合のほか、センターのボランティアとして相応しくないと認められるときは、ボランティアの登録の取消しをすることができる。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、ボランティアに関し必要な事項は、別に定めるものとする。

### 附 則

この要領は平成23年7月23日から施行する。

この要領は平成25年4月1日から施行する。

この要領は平成26年4月15日から施行する。

この要領は令和6年4月23日から施行する。